

## 【協議事項 1】

## 地域医療介護総合確保基金

## (病床の機能分化・連携支援事業) の活用希望について

## 1 病床機能分化・連携支援事業の概要

目的：地域医療構想の達成のため、地域において不足している病床の機能への転換のための整備費用等を助成する。

補助対象	対象経費
(1)急性期機能病棟又は慢性期機能病棟から回復期病棟に病床の機能を転換するための施設・設備に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設整備 (新築, 増改築, 改修に要する工事費又は工事請負費)</li> <li>・設備整備(医療機器等の備品購入費)</li> </ul>
(2)高度急性期機能病棟を新たに整備し, 又はそれらの機能を維持するために必要な施設・設備を整備するために要する経費	
(3)急性期機能病棟並びに慢性期機能病棟を削減するために要する経費 (事業縮小)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不要となる病棟(室)を他の用途に変更するために要する施設整備</li> <li>・不要となる建物や医療機器の処分に係る損失</li> <li>・職員が早期退職する場合に要する経費</li> </ul>

(参照) P 8～ 令和4年度地域医療介護総合確保基金事業補助金概要

(県保健医療福祉課資料)

## 2 活用希望医療機関

- (1) 【医療機関名】 鹿児島大学病院  
 【内 容】 高度急性期機能維持のため, 救急救命センターの老朽化した設備品整備(ICU電動リモートコントロールベッド5台, 体温管理システム一式, 急速輸液装置1台, 超音波画像診断器一式ほか)  
 【補助対象】 上記(2) 高度急性貴機能維持に必要な設備整備費  
 【金 額】 29,785千円(事業費: 59,570千円)

- (2) 【医療機関名】 いろ今村病院  
 【内 容】 急性期病床7床を回復期病床に転換するために要する施設整備  
 【補助対象】 上記(1) 急性期機能病棟を回復期病棟に転換するために必要な  
 設備整備費  
 【金 額】 3,960千円(事業費: 7,920千円)

### 3 今後のスケジュール

過日開催の回復期専門部会及び本日の高度急性期及び急性期専門部会の結果を踏まえ、10月末を目途に調整会議としての意見集約を行う予定。

時 期	専門部会・調整会議	内 容
10月24日(月)	第7回回復期専門部会	① 活用希望医療機関による説明及び質疑 ② 委員間協議 ③ 部会としての意見集約
10月27日(木)	第10回高度急性期及び急性期専門部会 ----- 第9回部会長等会議	① 活用希望医療機関による説明及び質疑 ② 委員間協議 ③ 部会としての意見集約
10月31日(月)	第18回調整会議	調整会議としての意見集約
11月初旬	県担当課へ鹿児島保健医療圏調整会議としての意見提出	
11～12月	県の内示決定	
県の内示後	活用希望医療機関による交付申請、県による交付決定	

### 4 各専門部会の協議結果

【別紙】

- (1) 鹿児島大学病院  
 ア 「第10回高度急性期及び急性期専門部会」協議結果  
 イ 「第9回部会長等会議」協議結果
- (2) いろ今村病院  
 ア 「第7回回復期専門部会」協議結果  
 イ 「第10回高度急性期及び急性期専門部会」協議結果  
 ウ 「第9回部会長等会議」協議結果

令和4年度 鹿児島県地域医療介護総合確保基金事業補助金  
(病床の機能分化・連携支援事業)の事業計画概要

1 医療機関の概要

医療機関名	鹿児島大学病院		開設者名	国立大学法人鹿児島大学								
医療機関住所・所在地	鹿児島市桜ヶ丘八丁目35-1		構想区域	鹿児島保健医療圏								
診療科目	内科、精神科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産科、婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線科、歯科、麻酔科、救急科、呼吸器内科、消化器内科、腎臓内科、呼吸器外科、消化器外科、心臓血管外科、小児外科、リハビリテーション科、病理診断科、矯正歯科、小児歯科、口腔外科											
許可病床数	一般	612	療養		精神	40	結核		感染症	1	計	653
各種指定状況	救急告示病院、救命救急センター、基幹型臨床研修病院、県がん診療連携拠点病院、地域災害拠点病院、地域周産期母子医療センター、感染症指定医療機関											
病床機能報告 (令和3年7月)	高度急性期	524	急性期	68	回復期	20	慢性期		計	612		

2 事業の概要

事業対象病棟名	ICU、救急病棟(ICU14床、救急10床)				
事業区分	①施設整備(新築・増築・改築・改修) ②設備整備 ③事業縮小(用途変更・特別損失・早期退職) (○で囲む)				
実施予定期間	令和4年11月1～令和5年3月31日	供用開始予定	令和5年4月		
事業内容	高度急性期機能病棟の機能を維持するために救命救急センター(ICU14床、救急病棟10床)の老朽化した設備整備を行う。				
事業目的・目標	鹿児島保健医療圏は、県内で最大の患者受入先であり、特に高度急性期の患者は圏域内外からの搬入が多く、県内唯一の特定機能病院として、重篤な三次救急患者等の受け入れは責務である。コロナ等の新興感染症等への対応には高度な先端医療を提供できる環境が不可欠であり、老朽化した設備の更新及び高機能の設備整備が必要である。高度急性期機能病院として、県内の医療機関と連携しながら、重症度が高い患者の受入等を行い、県の最後の砦としての役割を果たしていく。				
機能転換する病床数	0床				
施工面積	- m <sup>2</sup>				
当該病棟の入院基本料・特定入院料の適用					
機能転換前	救命救急入院料1、特定集中治療室管理料1				
機能転換後	救命救急入院料1、特定集中治療室管理料1 【届出予定時期】:-				
当該病棟の病床機能報告	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	計
機能転換前(令和4年7月)	24				24
機能転換後(令和5年7月)	24				24
増減	0	0	0	0	0

事業費等

● 対象経費の支出額

① 施設整備		対象経費の支出額
		千円
		千円
		千円
		千円
		千円
		千円
		千円
	小計 (A)	0 千円
② 設備整備		対象経費の支出額
医療機器購入		59,570 千円
		千円
	小計 (B)	59,570 千円
③ 事業縮小		対象経費の支出額
(1) 用途変更		千円
(2) 特別損失		千円
(3) 早期退職		千円
		千円
	小計 (C)	0 千円
合計(A+B+C)		59,570 千円

● 財源内訳

補助金	29,785 千円
自己財源	29,785 千円
	千円
合計	59,570 千円

● 補助金額の算定

- ① 施設整備
- ア 基準額  
 $\frac{\quad}{\quad} \text{千円} \times \frac{\quad}{\quad} \text{床} = \frac{\quad}{\quad} \text{0 千円}$
- イ 対象経費の実支出額(A)  
 $\frac{\quad}{\quad} \text{千円}$
- ウ 補助金額(ア、イいずれか少ない額  $\times 1/2$ )  
 $\frac{\quad}{\quad} \text{千円} \times 1/2 = \frac{\quad}{\quad} \text{0 千円}$
- ② 設備整備
- ア 基準額  
 $\frac{\quad}{\quad} \text{60,000 千円}$
- イ 対象経費の実支出額(B)  
 $\frac{\quad}{\quad} \text{59,570 千円}$
- ウ 補助金額(ア、イいずれか少ない額  $\times 1/2$ )  
 $\frac{\quad}{\quad} \text{59,570 千円} \times 1/2 = \frac{\quad}{\quad} \text{29,785 千円}$
- ③ 事業縮小
- (1) 用途変更
- ア 基準額  
 $\frac{\quad}{\quad} \text{千円} \times \frac{\quad}{\quad} \text{m}^2 = \frac{\quad}{\quad} \text{0 千円}$
- イ 対象経費の実支出額(C)  
 $\frac{\quad}{\quad} \text{千円}$
- ウ 補助金額(ア、イいずれか少ない額  $\times 1/2$ )  
 $\frac{\quad}{\quad} \text{千円} \times 1/2 = \frac{\quad}{\quad} \text{0 千円}$
- (2) 特別損失
- ア 対象経費の実支出額(C)  
 $\frac{\quad}{\quad} \text{千円}$
- イ 補助金額(ア  $\times 1/2$ )  
 $\frac{\quad}{\quad} \text{千円} \times 1/2 = \frac{\quad}{\quad} \text{0 千円}$
- (3) 早期退職
- ア 基準額  
 $\frac{\quad}{\quad} \text{6,000 千円} \times \frac{\quad}{\quad} \text{人} = \frac{\quad}{\quad} \text{0 千円}$
- イ 対象経費の実支出額(C)  
 $\frac{\quad}{\quad} \text{千円}$
- ウ 補助金額(ア、イいずれか少ない額  $\times 1/2$ )  
 $\frac{\quad}{\quad} \text{千円} \times 1/2 = \frac{\quad}{\quad} \text{0 千円}$
- ④ 補助金額合計  
 (①ウ+②ウ+③(1)ウ+③(2)イ+③(3)ウ)  
29,785 千円

※事業内容が分かる以下の資料を添付すること

【施設整備】概略平面図(施工前と施工後が分かるもの:A3サイズ以下)、概算見積書等

【設備整備】カタログ、概算見積書等

【事業縮小】(1)概略平面図(施工前と施工後が分かるもの:A3サイズ以下)、概算見積書等

(2)不要となる建物や医療機器の処分(廃棄、解体、又は売却)に係る損失が分かる書類等

(3)就業規則等の早期退職制度が規定されたもの等

**令和4年度 鹿児島県地域医療介護総合確保基金事業補助金  
(病床の機能分化・連携支援事業)の事業計画概要**

**1 医療機関の概要**

医療機関名	いづろ今村病院			開設者名	今村英仁					
医療機関住所・所在地	鹿児島市堀江町17-1			構想区域	鹿児島保健医療圏					
診療科目	内科 循環器内科 消化器内科 血液内科 眼科 糖尿病内科 消化器外科 大腸・肛門外科 婦人科 外科 皮膚科 放射線科 緩和ケア内科									
許可病床数	一般	115	療養	精神	結核	感染症	計	115		
各種指定状況	救急告示病院									
病床機能報告 (令和3年7月)	高度 急性期	0	急性期	42	回復期	73	慢性期	0	計	115

**2 事業の概要**

事業対象病棟名	5階病棟 8階病棟				
事業区分	①施設整備(新築・増築・改築・ <del>改修</del> ) ②設備整備 ③事業縮小(用途変更・特別損失・早期退職) <span style="float: right;">(○で囲む)</span>				
実施予定期間	令和5年1月1日～令和5年2月28日	供用開始予定	令和5年3月		
事業内容	・地域医療構想に基づき、一般病床7床を地域包括ケア病床と緩和ケア病床の充実のために、回復機能病床へ転換する。				
事業目的・目標	・現在2フロアで構成する一般病棟をワンフロアに集約し、看護師など人員体制の効率化を図ることと地域医療における当院の役割として、ポスト・サブアキュート機能や緩和ケアのニーズへ対応するため。				
機能転換する病床数	7床 (急性期期 →回復期)				
施工面積	79 m <sup>2</sup>				
当該病棟の入院基本料・特定入院料の適用					
機能転換前	一般病棟入院基本料 - 急性期一般入院料4				
機能転換後	地域包括ケア病棟入院料 - 地域包括ケア病棟入院料1 緩和ケア病棟入院料 - 緩和ケア病棟入院料1				
【届出予定時期】令和5年3月					
当該病棟の病床機能報告	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	計
機能転換前(令和3年7月)	0	42	73	0	115
機能転換後(令和5年3月)	0	35	80	0	115
増減	0	▲7	7	0	0

事業費等

● 対象経費の支出額

① 施設整備		対象経費の支出額
内装改修工事	1,177	千円
電気設備工事	1,928	千円
空調換気設備工事	2,805	千円
直接仮設工事	514	千円
諸経費	800	千円
値引き	-23	千円
消費税	720	千円
小計 (A)	7,920	千円
② 設備整備		対象経費の支出額
		千円
		千円
小計 (B)	0	千円
③ 事業縮小		対象経費の支出額
(1)用途変更		千円
(2)特別損失		千円
(3)早期退職		千円
小計 (C)	0	千円
合計(A+B+C)	7,920	千円

● 財源内訳

基金事業補助金	3,960	千円
自己財源	3,960	千円
		千円
合計	7,920	千円

● 補助金額の算定

- ① 施設整備
- ア 基準額  
 $3,214 \text{ 千円} \times 7 \text{ 床} = 22,498 \text{ 千円}$
- イ 対象経費の実支出額(A)  
 $7,920 \text{ 千円}$
- ウ 補助金額(ア、イいずれか少ない額×1/2)  
 $7,920 \text{ 千円} \times 1/2 = 3,960 \text{ 千円}$
- ② 設備整備
- ア 基準額  
 千円
- イ 対象経費の実支出額(B)  
 千円
- ウ 補助金額(ア、イいずれか少ない額×1/2)  
 千円 × 1/2 = 0 千円
- ③ 事業縮小
- (1) 用途変更
- ア 基準額  
 $\text{千円} \times \text{m}^2 = 0 \text{ 千円}$
- イ 対象経費の実支出額(C)  
 千円
- ウ 補助金額(ア、イいずれか少ない額×1/2)  
 $\text{千円} \times 1/2 = 0 \text{ 千円}$
- (2) 特別損失
- ア 対象経費の実支出額(C)  
 千円
- イ 補助金額(ア×1/2)  
 $\text{千円} \times 1/2 = 0 \text{ 千円}$
- (3) 早期退職
- ア 基準額  
 $6,000 \text{ 千円} \times \text{人} = 0 \text{ 千円}$
- イ 対象経費の実支出額(C)  
 千円
- ウ 補助金額(ア、イいずれか少ない額×1/2)  
 $\text{千円} \times 1/2 = 0 \text{ 千円}$
- ④ 補助金額合計  
 ((①ウ)+(②ウ)+(③(1)ウ)+(③(2)イ)+(③(3)ウ))  
3,960 千円

※事業内容が分かる以下の資料を添付すること

【施設整備】概略平面図(施工前と施工後が分かるもの:A3サイズ以下), 概算見積書等

【設備整備】カタログ, 概算見積書等

【事業縮小】(1)概略平面図(施工前と施工後が分かるもの:A3サイズ以下), 概算見積書等

(2)不要となる建物や医療機器の処分(廃棄, 解体, 又は売却)に係る損失が分かる書類等

(3)就業規則等の早期退職制度が規定されたもの等

鹿児島保健医療圏における地域医療介護総合確保基金事業補助金申請一覧

年度	申請医療機関	事業区分	内容	地域医療構想調整会議としての意見
R3	中央病院	施設整備 (改修)	・集中治療室の患者監視装置の更新 ・申請額：10,175千円	当該医療機関の補助金活用希望については、高度急性期機能の維持に必用な整備として妥当とする。
R2	今村 総合病院	施設整備 (改修)	・血管造影X線診断装置室の旧棟から新棟への移設に伴う改修 ・申請額：21,780千円	鹿医療圏の地域医療構想の方向性に沿ったものではなく、補助金を交付すべきではない
	今給黎 総合病院	施設整備 (改修)	・急性期から回復期への転換に伴う改修 【急性期67床→回復期67床】 ・申請額：87,400千円	鹿医療圏の地域医療構想の方向性に沿ったものであり、補助金の交付は認められる
H30	今村 総合病院	施設整備 (改修)	・集中治療室10床の旧館から新館への移設 ・申請額：16,070千円	基金の目的に沿うものと認められる
	鹿児島 市立病院	設備整備	・集中治療室16床のベッドサイドモニタの更新（H18年度に整備した7台のうち4台） ・申請額：14,742千円	基金の目的に沿うものと認められる
	米盛病院	設備整備	・高度治療室病棟（8床）の新設に伴う設備整備 【急性期8床→高度急性期8床】 ・申請額：30,000千円	基金の目的に沿うものと認められる
H29	鹿児島 医療センター	設備整備	・集中治療室の機能を維持するために必要な設備の整備（17床） ・申請額：7,992千円	基金の活用可
	成人病院	施設整備 (改修)	・慢性期病床10床を地域包括ケア病床（回復期）へ転換するための機能訓練室及び身障者用トイレ等への改修 【慢性期10床→回復期10床】 ・申請額：16,070千円	基金の活用可

令和4年度 地域医療介護総合確保基金事業補助金  
(病床の機能分化・連携支援事業) について

**1 目的**

地域医療構想の達成のため、地域において不足している病床の機能への転換のための整備費用等を助成する。

**2 補助対象**

健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項第1号に規定する保険医療機関(鹿児島県内に存する医療機関に限る。)が行う次の事業を補助対象とする。

(1) 急性期機能病棟又は慢性期機能病棟から回復期機能病棟に病床の機能を転換するに当たり、施設・設備の整備に要する経費

- ・急性期機能病棟：急性期一般入院基本料，特定機能病院一般病棟7対1入院基本料，特定機能病院一般病棟10対1入院基本料，専門病院7対1入院基本料，専門病院10対1入院基本料，小児入院医療管理料2，小児入院医療管理料3を算定する病棟
- ・慢性期機能病棟：療養病棟入院基本料，療養病棟特別入院基本料，障害者施設等7対1入院基本料，障害者施設等10対1入院基本料，障害者施設等13対1入院基本料，障害者施設等15対1入院基本料，特殊疾患入院医療管理料，緩和ケア病棟入院料2，特殊疾患病棟入院料を算定する病棟
- ・回復期機能病棟：地域一般入院基本料，一般病棟特別入院基本料，専門病院13対1入院基本料，小児入院医療管理料4，小児入院医療管理料5，回復期リハビリテーション病棟入院料，地域包括ケア病棟入院料，地域包括ケア入院医療管理料，緩和ケア病棟入院料，特定一般病棟入院料を算定する病棟

○対象経費及び補助金額(算出された補助金額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨て)

補助金の交付対象となる経費	基準額	補助金額
地域一般入院基本料，一般病棟特別入院基本料，専門病院13対1入院基本料，小児入院医療管理料4，小児入院医療管理料5，回復期リハビリテーション病棟入院料，地域包括ケア病棟入院料，地域包括ケア入院医療管理料，緩和ケア病棟入院料，特定一般病棟入院料を算定する回復期機能病棟に病床の機能を転換するために要する次の経費 1 施設整備 新築，増改築，改修に要する工事費又は工事請負費 2 設備整備 医療機器等の備品購入費	1 施設整備 (1) 新築又は増改築 1床当たり 4,378千円 (2) 改修 1床当たり 3,214千円 2 設備整備 1施設当たり 10,800千円	次に掲げる額のうち最も少ない額に2分の1を乗じて得た額 1 基準額 2 対象経費の実支出額 3 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額



(2) 救命救急入院料，特定集中治療室管理料，ハイケアユニット入院医療管理料，脳卒中ケアユニット入院医療管理料，小児特定集中治療室管理料，新生児特定集中治療室管理料，総合周産期特定集中治療室管理料，新生児治療回復室入院医療管理料を算定する高度急性期機能病棟を新たに整備し，又はそれらの機能を維持するために必要な施設・設備（鹿児島県がん診療施設施設整備費補助金交付要綱及び鹿児島県がん診療施設設備整備事業補助金交付要綱の対象となる施設・設備を除く。）を整備するために要する経費。

○対象経費及び補助金額(算出された補助金額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨て)

補助金の交付対象となる経費	基準額	補助金額
救命救急入院料，特定集中治療室管理料，ハイケアユニット入院医療管理料，脳卒中ケアユニット入院医療管理料，小児特定集中治療室管理料，新生児特定集中治療室管理料，総合周産期特定集中治療室管理料，新生児治療回復室入院医療管理料を算定する高度急性期機能病棟を新たに整備し，又はそれらの機能を維持するために要する次の経費	1 施設整備 (1) 新築又は増改築 1床当たり 4,378千円 (2) 改修 1床当たり 3,214千円	次に掲げる額のうち最も少ない額に2分の1を乗じて得た額 1 基準額 2 対象経費の実支出額 3 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額
2 設備整備 医療機器等の備品購入費	2 設備整備 60,000千円	

- (3) 急性期一般病棟入院基本料，特定機能病院一般病棟7対1入院基本料，特定機能病院一般病棟10対1入院基本料，専門病院7対1入院基本料，専門病院10対1入院基本料，小児入院医療管理料2，小児入院医療管理料3を算定する急性期機能病棟並びに療養病棟入院基本料，療養病棟特別入院基本料，障害者施設等7対1入院基本料，障害者施設等10対1入院基本料，障害者施設等13対1入院基本料，障害者施設等15対1入院基本料，特殊疾患入院医療管理料，緩和ケア病棟入院料2，特殊疾患病棟入院料を算定する慢性期機能病棟を削減するために要する経費（事業縮小）。

○対象経費及び補助金額(算出された補助金額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨て)

補助金の交付対象となる経費	基準額	補助金額
急性期機能病棟（室）又は慢性期機能病棟（室）の削減に伴い、不要となる病棟（室）を他の用途へ変更（機能転換は除く）するために要する次の経費 1 施設整備 改修に要する工事費又は工事請負費 ・ 鹿児島県地域医療構想公示日までに取得（契約）したものに限り対象とする。	1 鉄筋コンクリート 200,900円/用途変更 面積1㎡ 2 ブロック 175,100円/用途変更 面積1㎡	次に掲げる額のうち最も少ない額に2分の1を乗じて得た額 1 基準額 2 対象経費の実支出額 3 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額
急性期機能病棟（室）又は慢性期機能病棟（室）の削減に伴い、不要となる建物（病棟・病室等）や医療機器の処分（廃棄、解体又は売却）に係る損失（固定資産除却損・固定資産廃棄損（解体費用，処分費用）・固定資産売却損（売却収入を含む）（注1））（財務諸表上の特別損失に計上される金額に限る） ・ 鹿児島県地域医療構想公示日までに取得（契約）したものに限り対象とする。 ・ 有姿除却は対象としない。	-	
急性期機能病棟（室）又は慢性期機能病棟（室）の削減に伴い、職員が早期退職する場合に要する次の経費 退職する職員の早期退職制度（法人等の就業規則等で定めたものに限る）の活用により上積みされた退職金の割増相当額	早期退職制度を活用する職員 6,000千円/人	

- (注1) 固定資産売却損については、関係事業者への売却は対象外とし、第三者への売却のみを対象とする。ただし、複数の不動産鑑定士や専門業者の鑑定状況を踏まえた、市場価格と大幅な乖離がない場合（売却後に「購入者が未使用」又は「売却者が継続使用」する場合を除く。）は、関係事業者でも対象とする。  
※ 関係事業者とは、医療法第51条第1項に定める理事長の配偶者がその代表者であることその他の当該医療法人又はその役員と厚生労働省令（医療法施行規則第32条の6第1項第1号）で定める特殊の関係がある者をいう。

### 3 補助金の交付条件等

- (1) 本補助金は「鹿児島県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱」に基づき交付される補助金であり、同交付要綱に定める事項を遵守すること。
- (2) 補助事業の実施に当たっては、あらかじめ補助事業者が属する構想区域に設置される「地域医療構想調整会議」において意見を徴する必要があること。
- (3) 補助事業者が本補助金により回復期機能病棟に病床の機能を転換した場合は以下の事項を遵守すること。
  - ① 本補助金によって転換した病床について、補助事業完了以降の直近の年度の病床機能報告において、回復期機能を担う病床として報告しなければならないこと。
  - ② 本補助金によって転換した病床について、知事の承認を受けないで、地域包括ケア病棟入院料(地域包括ケア入院医療管理料を含む。)又は回復期リハビリテーション病棟入院料以外の算定に変更してはならないこと。
- (4) 補助事業者が本補助金により、高度急性期機能病棟を新たに整備、又はそれらの機能を維持するために必要な施設・設備を整備した場合は以下の事項を遵守すること。
  - ① 本補助金によって整備した病床について、補助事業完了以降の直近の年度の病床機能報告において、高度急性期機能を担う病床として報告しなければならないこと。
  - ② 本補助金によって整備した病床について、知事の承認を受けないで、整備した病床の特定入院料(救命救急入院料、特定集中治療室管理料、ハイケアユニット入院医療管理料、脳卒中ケアユニット入院医療管理料、小児特定集中治療室管理料、新生児特定集中治療室管理料、総合周産期特定集中治療室管理料、新生児治療回復室入院医療管理料)以外の算定に変更してはならないこと。
- (5) 補助事業者が本補助金により不要となる病棟(室)を他の用途に変更した場合は以下の事項を遵守すること。
  - ① 本補助金によって転換した病床について、知事の承認を受けないで、変更した用途以外の用途に変更してはならないこと。

### 4 事業計画概要等の提出について

- (1) 提出書類
  - ① 令和4年度 鹿児島県地域医療介護総合確保基金事業補助金(病床の機能分化・連携支援事業)の事業計画概要
  - ② 【施設整備】概略平面図(施工前と施工後が分かるもの)・概算見積書等
  - ③ 【設備整備】カタログ・概算見積書等
  - ④ 【事業縮小】(1) 用途変更  
概略平面図(施工前と施工後が分かるもの)・概算見積書等  
(2) 特別損失  
不要となる建物や医療機器の処分(廃棄、解体、又は売却)に係る損失が分かる書類  
(3) 早期退職  
就業規則等の早期退職制度が規定されたもの
  - ⑤ 連絡先票

※①⑤は電子データ(エクセル形式)は、鹿児島県ホームページ内で入手可能です。

<https://www.pref.kagoshima.jp/ae01/kenko-fukushi/kenko-iryu/kikan/imu/r03byosyokinou-bunkarenkeishien.html>

ホーム > 健康・福祉 > 健康・医療 > 医師・医療機関 > 医務 > 令和3年度地域医療介護総合確保基金事業補助金(病床の機能分化・連携支援事業)について

(2) 提出期限  
令和4年9月20日（火）

(3) 提出先  
鹿児島県くらし保健福祉部保健医療福祉課医療政策係  
所在地：〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1  
電子メール：iryokaikaku-iryoseisaku@pref.kagoshima.lg.jp  
※郵送又は電子メールにて提出  
電子メール送信の場合、添付資料をPDFファイルで送信してください。また、メールが正しく送付されているかを確認するため、メールを送付した旨を必ず電話でお知らせください。

## 5 事業計画概要の提出に当たっての留意点等

- (1) 補助事業として交付決定される前に事業に着手（工事請負業者との契約等）した場合は、補助の対象外となること。
- (2) 事業計画概要の提出は補助金の交付を約束するものではなく、地域医療構想調整会議における議論の結果や、県の予算以上の応募があった場合等により採択されない場合もあり得ること。
- (3) 今回提出された事業計画概要等は、補助事業者が属する構想区域に設置される「地域医療構想調整会議」の会議資料として配布されるものであること。  
また、同調整会議において、事業計画概要等に基づき、事業内容や目的・目標等を医療機関から説明をしていただく予定であること。

## 6 今後のスケジュール（予定）【令和4年度】

- (1) 【9月20日（火）まで】令和4年度の事業計画概要の提出（医療機関→県）
- (2) 【10月～11月頃】地域医療構想調整会議における意見聴取
- (3) 【11月～12月頃】地域医療構想調整会議の結果等をもとに各医療機関へ内示
- (4) 【内示後】鹿児島県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱に基づく交付申請・交付決定

※ 内示時期については、地域医療構想調整会議の開催状況等によっては変更となる場合もある。

### 【問合せ先】

鹿児島県くらし保健福祉部保健医療福祉課医療政策係

担当：加松（かまつ）

電話：099-286-2738

メール：iryokaikaku-iryoseisaku@pref.kagoshima.lg.jp